

静 岡 県 議 会  
子ども健全育成推進特別委員会  
報 告 書

令和2年2月20日

# 目 次

1	調査の概要	1
2	委員会の運営方針	1
3	調査の観点	1
4	本県における取組状況	2
5	先進地調査	10
6	参考人の意見	19
7	提言	32
<b>【資料編】</b>		
・	委員会の活動状況 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表1</span>	39
・	委員名簿 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表2</span>	40

## 1 調査の概要

当委員会は、「全ての子どもが安心して成長できる社会の実現に関する事項」を付託調査事項として令和元年6月25日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、5回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、神奈川県他において、児童虐待の防止や早期発見、子供の健全育成のための取組などについて現地調査を行った。

また、児童虐待の防止、児童虐待への対応、生活困窮者に対する支援などに取り組む関係者を参考人として委員会に招致し、子供の健全育成に関する現状や課題、県の役割に対する意見などを聴取した。

## 2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

## 3 調査の観点

本県の児童虐待の相談対応件数は年々増加を続け、平成28年度に過去最多を記録してからも依然として多い状態が続いている。

連日、他県で発生した児童虐待による死亡事件の痛ましい詳細が報道されているが、本県においても悲惨な事件が複数件発生している。

また、本県の子供の貧困率は平成24年に過去最悪を更新しており、親の経済的困窮が要因となり、教育や生活水準、将来展望、成長経験など様々な面で格差が生まれ、大人になってもその格差が影響し続け固定化され、次の世代に引き継がれるという貧困の連鎖の中に多くの子供達がいる。

このような状況を踏まえ、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、全ての子供が安心して成長できる社会の実現に向けた提言を行うこととした。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 虐待問題等子供の生活環境の安定に向けた支援体制の整備
- ・ 家庭環境や経済状況に左右されない子供の学習環境の整備
- ・ 貧困家庭やひとり親家庭への支援体制の整備

#### 4 本県における取組状況（令和元年8月1日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

##### （1）健康福祉部

##### （こども未来局）

- ・平成27年2月策定のふじさんっこ応援プランと平成28年3月策定の子どもの貧困対策計画が今年度で最終年度となるため、令和2年度から5年間の次期計画を策定する。ふじさんっこ応援プランでは、基本目標を定め、社会全体で子供と子育て家庭を応援する機運の醸成に努めるほか、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない総合的な支援を行っている。子どもの貧困対策計画では、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援を重点項目に掲げ、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者の就労支援などに取り組んでいる。次期計画では、基本理念「子育ては尊い仕事」を継承するほか、ふじさんっこ応援プランと子どもの貧困対策計画とを一体的に策定する。外部有識者やパブリックコメント等の意見を反映し、令和2年3月の策定を目指す。
- ・平成28年の児童福祉法改正で、より家庭に近い環境での養育を優先する家庭養育優先の理念が規定されたことや、国の新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、今年度、静岡県社会的養育推進計画を新たに策定する。新計画に記載すべき内容は、社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像のほか、子供の権利擁護への取組をはじめ、市町の子供家庭支援体制の構築に向けた県の取組、里親等への委託の推進に向けた取組、施設の小規模化かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組など、10項目にわたり、従来の計画に加え、より具体的な項目が明記される。計画期間は令和2年度から11年度までの10年間としている。目標値については、国の数値を念頭に置き、県の実情も加味しつつ設定する。今後は各児童養護施設、関係機関、外部有識者、里親等関係者の意見を十分に伺い、パブリックコメントを経て令和2年3月の策定を目指す。
- ・ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、平成27年3月に策定した第3次静岡県ひとり親家庭自立促進計画が今年度で満了することから、令和2年度から5年間の第4次計画を策定する。「ひとり親家庭の自立と“あたり前の暮らし”の実現」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭を支援する社会的機運の醸成、就業支援、経済的支援、日常生活支援及び相談体制の充実を施策の柱とする。計画策定に当たり、当事者やその支援団体、市町担当職員、外部有識者などの意見を十分に伺い、パブリックコメントを経て、令和2年3月の策定を目指す。

- ・ 子どもの権利条約は、世界中の全ての国、地域に極めて困難な条件下で生活している児童が存在していることを認め、特に開発途上国における児童の生活条件改善には、国際協力が重要であるとの考え方のもと、1989年に国連総会で採択され、日本国内では1994年に発効した。条約批准25周年に合わせ、条約の認知度向上を図るため、広報チラシを多言語で作成し、児童、18歳未満の生徒が通う県内全ての学校、保育所等にチラシデータを送付し、配布を依頼した。
- ・ 子育てに関する支援では、ふじさんっこ応援プランに掲げる「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、ふじさんっこ応援隊や子育て優待カードを活用し、社会全体で子供と子育て家庭を応援する機運の醸成に努めるとともに、企業経営者への意識改革や就労環境の整備促進を図り、働きながら子育てがしやすい環境の整備に取り組んでいる。
- ・ 多様な保育サービスの充実では、保育園や認定こども園、放課後児童クラブの整備促進とともに、相互交流や相談等のニーズに対応できる場の提供に取り組んでいる。また、待機児童の解消と保育の質の充実という点からも、保育人材の確保、資質向上は重要であることから、処遇改善等による離職防止や定着促進とともに、潜在保育士の再就職促進や新規保育士の獲得を図るなど、引き続き子供と子育て家庭の支援を行う。
- ・ こども医療費助成については、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子供の疾病の早期治療を促すため、子供の医療費を助成する市町に対し補助金を交付している。こども医療費助成は、昨年10月に政令市を除く33市町において、助成対象を15歳年度末から18歳年度末まで拡大するとともに、本年4月からは所得制限を撤廃し制度の充実を図ってきた。
- ・ こども医療費助成補助率は、助成対象者の年齢や市町の財政力指数に応じて、入院は2分の1から3分の1、通院は2分の1から4分の1としている。また、政令市における制度拡充の円滑な開始を支援する観点から、令和4年度までの期間限定で制度拡充に対する補助を行うこととし、政令市で、本年10月から助成対象を18歳年度末に拡大する。これにより、県内の全ての市町において助成対象が18歳年度末まで引き上げられる。本年4月1日現在で、入院・通院ともに助成対象を18歳年度末としている都道府県は、本県のほかは福島県と鳥取県のみであることから、本県のこども医療費助成制度は全国でトップレベルの内容となっている。
- ・ 子供の貧困対策の推進については、静岡県子どもの貧困対策計画に基づき、経済的支援、教育や生活の支援をはじめ、子ども食堂等の居場所づくりの支援などに取り組んでいる。主な事業内容は、ふじのくに型学びの心育成支援事業や施設で暮らす子供の大学等修学支援事業をはじめ、措置終了後の児童にも継続して生活や就労の支援を行うほか、子ども食堂等の居場所

を増やすため、担い手に対する立ち上げ相談等の支援を行っている。今年度は、子ども食堂等の居場所での学習支援として、新たに学習ボランティアを養成し、居場所の担い手とのマッチングにも取り組む。

- ・ 児童虐待の相談件数は平成29年度に2,368件と一度減少したが、平成30年度は2,911件と再び増加に転じ過去最高となった。虐待を発見した際の相談や連絡先である児童相談所全国共通ダイヤル189の浸透や、東京都目黒区や千葉県野田市など、他都県における児童死亡事案による社会的な関心の高まりのほか、警察との連携強化による情報共有などが要因と推察する。
- ・ 増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するため、児童相談所の児童福祉司を計5名増員したほか、法的な対応を必要とする事案への体制強化として、非常勤の弁護士を各児童相談所に計4名配置するなど、児童相談所の体制強化を図った。また、児童虐待の発生予防の観点からも、思い掛けない妊娠への相談窓口として、しずおか妊娠SOSを設置し、メールや電話での相談に対応するほか、里親等への委託を進めている。さらに、被虐待児に対する自立支援を行うなど、一連の対策を進めている。
- ・ 施設で暮らす子供の大学等修学支援事業として、児童養護施設や里親家庭などで生活している子供の将来の安定した自立を図るため、児童福祉法の措置期間が終わる満20歳以降も、大学等を卒業するまでの間、引き続き修学を支援する事業を、全国に先駆けて平成27年度より行ってきた。その後、本県の取組が評価され、国においても類似の事業が平成29年度より制度化されたことから、制度を活用するとともに、新たに高校卒業時就職一時金を創設するなど支援の充実を図っている。事業開始の平成27年度から平成30年度までの間に21名が利用しており、高校卒業後の進路選択や卒業後の社会的な自立につながっている。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人開拓、無料職業紹介及び養育費確保のための法律相談等を行うほか、ひとり親の資格取得を支援するための給付金事業を実施する。また、今年度は児童扶養手当を受給する未婚のひとり親を対象に1人当たり17,500円の臨時特別給付金を支給する。さらに、ひとり親家庭の医療を補助する市町に対して助成を行う母子家庭等医療費助成について、7月から、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を実施し、対象者の拡大を図った。
- ・ 県独自の取組として、児童扶養手当を受給するひとり親家庭の児童を対象に、ランドセル等の購入費用を助成しているほか、放課後児童クラブ利用料の軽減にも取り組んでいる。

#### **(福祉長寿局 地域福祉課)**

- ・ 生活困窮世帯の子供への学習支援の主な事業として、小学生、中学生を対象に、各地域において通所型の学びの場を提供している。また、夏、冬、

春休みに、宿泊研修施設等での学習指導や体験活動等、合宿型の学びの場を提供している。これらにより参加者の学習習慣の向上のほか、体験活動を通じて、人生の選択肢の拡大につながるよう支援している。

- ・ 高校生に対し、夏休みに合宿型のキャリア形成支援の場を提供している。企業での就労体験、大学や専門学校の見学、ボランティア活動等を実際に経験することで、将来を見据えた目標が設定できるように支援している。
- ・ 生活の支援のため、自立相談支援事業として相談支援員を配置し、生活困窮者が抱える課題について、世帯の状況や希望に応じ、関係機関と連絡、調整し、各種支援制度の利用や就労等に関する問題の解決を図っている。
- ・ 住居確保給付金として、住居を喪失又は喪失のおそれがある離職者のうち、一定の要件を満たす方に対し家賃相当額を給付している。
- ・ 一時生活支援事業として、一定の住居を持たない困窮者からの相談に応じ、一時的な宿泊場所や食事、衣服等を提供している。
- ・ 保護者の就労支援のため、就労準備支援事業として、直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対し合宿型就労支援セミナーを開催し、その後、就労訓練を実施し、就労による自立を支援している。
- ・ 経済的支援のため、生活再建支援事業として、家計管理の支援、滞納の解消、各種給付制度等の利用支援、債務の整理支援などにより、相談者自身で家計を管理する力を高め早期に生活が再建できるよう支援している。
- ・ 各事業に取り組む市が増えており、今後も各市町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、きめ細かな支援に努める。

## **(2) 教育委員会**

### **(義務教育課)**

- ・ 千葉県野田市での死亡事案を踏まえ、平成31年2月に文部科学省の通達により緊急点検を行った。2月14日時点で、2月1日以降一度も登園、登校していない幼児、児童、生徒と面会し、必要なケースについて、関係機関と情報共有した。面会できなかった者は幼稚園で4人、小学校で40人、中学校で141人おり、虐待の疑いを否定できないため、関係機関と情報を共有した。
- ・ 学校の教職員は、児童、生徒の小さな変化にも気づきやすいことから、学校には児童虐待の早期発見の場としての役割が求められている。児童虐待を発見した場合は、市町、児童相談所への速やかな通告が義務づけられている。また、児童、生徒及び保護者に対し、児童虐待防止の教育、啓発を行うことで、未然に防止する役割の一翼も担っている。
- ・ 早期発見等に向けた取組として、教職員の対応力の向上がある。学校、教育委員会における児童虐待防止等に関する研修の充実、文部科学省発行の

虐待対応の手引の活用、また、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの研修会で虐待の事案を取り上げている。

- 加えて、要保護児童対策地域協議会のケース会議に教育委員会や学校が参加することにより、当該児童に関する情報や処遇方針を確認し、さらに1か月に1回程度、同協議会の実務者会議に参加して、児童、生徒の出席状況、家庭からの連絡の有無、欠席理由について情報を提供し、関係者で管理を行っている。

### **(高校教育課)**

- 高等学校等就学支援金は、家庭の収入状況に応じて授業料を助成するもので、目安として4人家族で年収910万円未満程度の世帯の高校生に対し、高等学校等就学支援金を支給し授業料に充当している。平成30年度は、公立高校生の82.1%が就学支援金を受給している。
- 高等学校等奨学給付金は、生活保護受給世帯や非課税世帯等に対して教材費や修学旅行費などの授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の給付金を支給するものである。所得区分や世帯構成等により給付額が定められている。平成30年度は、公立高校生の約8.7%が給付を受けている。
- 教育奨学金は、修学に必要な教育費の一部を無利息で貸し付けるもので、高校や大学を卒業後に、就職等により返済可能となった時点から返済を開始する。国公立、私立、通学区分などにより貸与額が定められている。平成30年度は、148人に貸し付けを行っている。
- 定時制、通信制修学資金は、定時制、通信制に在学する勤労青少年の修学促進等を図るため、必要な教育費の一部を無利息で貸し付けるもので、卒業した場合には返済が免除される。平成30年度は94人に貸し付けを行っている。そのほか、定時制、通信制に在学する勤労青少年に対しての教科書や給食費の助成や遠距離通学に対する助成なども行っている。

### **(社会教育課)**

- しずおか寺子屋とは、家庭における学習習慣が身につけていない児童・生徒が主体的に学習に取り組む習慣を身につけられるよう、地域住民や大学生等の地域の教育力を活用して放課後等に学習支援を行う取組である。三島市、島田市、袋井市の3市で、平成29年度から3年間のモデル事業に取り組んでいる。現在、実施は7カ所に増え、参加者も1年目の89人から、2年目は220人と増加した。それぞれが工夫を凝らした運営を行っている。
- しずおか寺子屋に参加した子供たちには、毎日の勉強への姿勢や時間が変わったなど学習習慣の定着が見られるほか、地域の大人や大学生との新しい「ナナメの関係」や、地域で育てられた子供が地域の子供を育てる人材になる教育の循環が生まれ始めている。3年間のモデル事業の成果を踏まえ、今後、県内市町への拡大を図る。

- ・ふじのくに i マップは、ニート、ひきこもり、不登校等に悩む子供、若者や、その家族の支援に関わる県内の支援団体、相談機関等を掲載したリーフレットである。生徒指導担当者、養護教諭などの学校関係者や社会福祉協議会等を中心に配布し、多様な支援情報を提供している。
- ・合同相談会は、i マップに掲載する支援団体等がブースを設置して個別相談を実施するもので、支援団体等が一堂に会することで、それぞれの悩みに応じた相談先を探す機会を提供している。平成30年度は、県内4カ所で135団体が参加、643人が来場し、進学に関する相談や、不登校、ひきこもり等に関する相談が行われた。本年度も、7月27日土曜日の葦山文化センターを皮切りに、東部、中部、西部地区でも開催する。

### **(3) 文化・観光部**

#### **(総合教育局 私学振興課)**

- ・私立高等学校の生徒に対し、全額国庫を財源とする私立学校等就学支援金等助成と県単独費の授業料減免費配分等による授業料の助成を行っている。
- ・私立学校等就学支援金等助成は、世帯収入910万円未満程度の私立高等学校等に在学する生徒に対し、年収に応じて、月額9,900円から24,750円を支給するもので、令和元年度の当初予算額は46億4,500万円余である。
- ・私立中学校等修学支援実証事業費補助金については、私立の小中学校に在籍する児童、生徒のうち、年収約400万円未満かつ資産保有額600万円以下の世帯に対し年額10万円を支給するものである。
- ・学び直し支援金助成は、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間の経過後も就学支援金と同様の支援を行うものである。
- ・県単独費による授業料助成制度は、授業料減免を行う学校法人に対して支援を行うもので、本年度当初予算額は14億3,200万円余である。昨年度までは、年収350万円未満程度の世帯に対して支援を行っていたが、本年度からは、年収590万円未満程度の世帯まで拡充している。
- ・私立高等学校等奨学給付金助成は、年収250万円未満程度の世帯に対して、教科書、教材費等として、年額38,100円から138,000円を支給するもので、令和元年度当初予算は3億8,550万円である。

### **(4) 経済産業部**

#### **(就業支援局 労働雇用政策課)**

- ・子供の健全育成のためには、子供の生活環境や家庭環境、経済環境の安定が欠かせない。子供の貧困は親の貧困問題でもあるため、生活に困窮している世帯の親が安定した就労を確保するとともに、育児と仕事の両立がで

きるよう支援する施策を実施している。

- ・ しずおかジョブステーションを県内東部・中部・西部3か所の県民生活センター内に設置し、生活困窮世帯を含む幅広い求職者の就職を支援している。各々相談業務、各種セミナー、出張相談業務、イベント業務、ハローワークコーナーの機能を持ち、就職相談ではキャリアカウンセラーを配置するとともに、精神疾患をもつ人への対策として臨床心理士を配置して、特別な支援を行っている。
- ・ 誰もが働きやすい職場環境づくりのため、長時間労働の是正や生産性の高い働き方への転換、県内企業における働き方改革に向けた自主的かつ継続的な取組を支援している。
- ・ 働き方改革の推進のため、60社に対し経営者を対象にした働き方改革導入セミナーを開催している。また、実際に職場において働き方改革を推進する推進リーダー養成講座を30社に対し5日間開催している。さらに、今年度新たに、働き方の1つとしてテレワークの導入を促進することとし、基礎知識セミナー並びに機器の体験会等を開催する。
- ・ ダイバーシティの経営促進では、女性、シニア等多様な人材が活躍できる職場環境整備支援のために、経営者を対象としてダイバーシティ経営導入セミナーを県内3か所で開催している。また、実際に多様で柔軟な職場環境の計画を作る段階でアドバイザー派遣等を組み込む対応をしている。さらに、これらの取組によりモデル的な取組を始めた企業を紹介する冊子等を作成し配布している。

#### **(就業支援局 職業能力開発課)**

- ・ 沼津、清水、浜松の各技術専門校で離職者、求職者を対象とした職業訓練を実施している。職業訓練は、就職先の選択肢や可能性を広げ、働き方を変える絶好の機会でもあるが、母子家庭の母親や、出産等で退職し復職を考えている女性には、育児と訓練、受講の両立に不安を感じられる方も多い。そうした子育て中の方も安心して職業訓練を受講し、就職できるよう、平成28年度から長期の資格取得コースを除く全ての外部に委託して実施する訓練で訓練受講中の託児サービスを提供している。昨年度は、71コースに設定し受講者21人の利用があった。今年度は95コースに設定している。
- ・ 今後もハローワークなど関係機関との連携を強化し、託児サービス付の職業訓練のPRに努め、引き続き、子育て中の方も安心して職業訓練を受講しやすい環境の整備に努める。

### **(5) 警察本部**

#### **(人身安全対策課)**

- ・ 平成30年、県警察で認知した児童虐待の件数は685件で、そのうち596件、

942人を児童相談所に通告している。件数、人数ともに過去最多の数値で、平成26年との比較では約3倍と急増している。通告した児童虐待のうち、最も多いのが心理的虐待で全体の約60%、身体的虐待が30%、次いでネグレクト、性的虐待と続くが、これらの加害者の約半分は実父であった。児童虐待による死亡事件こそなかったが、認知した児童虐待事案のうち、58件、59人を傷害や暴行等で検挙している。

- ・ 関係機関との連携状況では、平成24年10月から、県内全ての児童相談所と児童虐待ケースの警察への連絡に関する基準を設け、子供の生命に危険を及ぼすなど、安全が憂慮されるケースについて警察に直ちに連絡する緊急連絡制度を全国に先駆けて創設するなどし、児童の救出保護や事件化阻止への迅速な対応に努めてきた。さらに、平成30年7月、閣議決定された児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策に基づき、今年3月に児童相談所等と新たに連携協定を締結し、情報共有に関する新基準を創設した。
- ・ 新基準では、従来の緊急連絡制度を維持しつつ、さらに、①警察と情報共有すべき危険度レベルの高い、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる情報、②虐待通告受理後、子供と面会できず、48時間以内に児童相談所が関係機関において安全確認ができない状況の情報、③一時保護等の措置を解除し家庭復帰する場合で、警察と個別の連携が必要と判断された情報、の3つに明確化された。
- ・ 県こども家庭課との連携では、児童相談所から警察署長に援助要請に基づく面接拒否家庭等への立入調査や臨検、捜索を内容としたロールプレイングによる、より実践的な合同研修を実施するなどの連絡会を、毎年1回開催している。同研修には市町の児童福祉担当職員も参加している。
- ・ 県内35の市町全てに設置され、定期的に行われている要保護児童対策地域協議会には、児童相談所や学校、医療機関等の関係機関とともに、各警察署の担当者が出席して、児童相談所が児童虐待と認定した全ての情報を共有するほか、個別ケースにおける虐待児童の早期救出、保護のための協議を行うなどしている。
- ・ 児童相談所との人事交流では、現在、県内7カ所ある児童相談所のうち、6カ所の児童相談所に合計8人の警察OBを配置している。元警察官としての知見を生かした現場活動を行うとともに、警察とのパイプ役として活躍し、児童相談所との連携の一翼を担っている。
- ・ 児童の安全確保という共通認識のもと、今後も児童相談所をはじめ、幅広い関係機関との良好な関係を構築しながら責務を全うする。

## 5 先進地調査

当委員会では、視察先として、児童虐待の防止に取り組む神奈川県及び社会福祉法人子どもの虐待防止センター、子供の貧困対策に取り組む特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク及び公益財団法人あすのばの4カ所で調査を行った。

### (1) 神奈川県（福祉子ども未来局）（神奈川県横浜市）

児童虐待相談が年々増加する中、虐待の早期発見に重点を置いた取組として、「LINE」による児童虐待防止相談及びひとり親家庭相談の対応並びに児童相談所と県警による児童虐待に関する情報の共有について説明を受けた。

#### 《概要》

- ・ 家庭内暴力、いじめ、子育ての不安などに対し、気軽にできる電話相談や児童相談所でのより専門的な相談等の支援を行い、他県に先駆けて、夜間や休日にも電話相談を受け付ける体制を整備したが、電話や対面での相談に抵抗感を持つ人も多く、件数が伸びなかった。児童虐待の未然防止のため、子供や保護者の悩みをいち早く捉え虐待の芽に気づくよう、従来以上に早期に発見する体制を整備することとした。
- ・ 幅広い年齢層で利用されているコミュニケーションアプリ「LINE」を利用した相談窓口を平成31年2月に試験的に開設し（「かながわ児童虐待防止相談LINE」、「かながわひとり親家庭相談LINE」、「かながわ女性のための相談LINE」）、相談手段としてのSNSの活用について効果や課題の検証を行った。結果を踏まえ、令和元年10月からLINEを利用した4つの相談窓口（「かながわ子ども家庭110番相談LINE」、「かながわひとり親家庭相談LINE」、「かながわDV相談LINE」、「かながわ子ども・若者総合相談LINE」）を開設した。
- ・ LINE相談の相談者の割合についての分析としては、保護者は40.5%で、ターゲットとした子育て中の保護者である相談者層にアクセスできた。子供も22.3%で、電話相談における割合（8.5%）に比べて高く、相談しやすい手段であるといえる。
- ・ 試行期間中にも並行して実施した電話相談でも例年並みの件数があった。また、子供本人からの相談については電話相談よりも多かったことから、LINE相談は新たな相談ニーズの発掘に有効であるとともに、子供のSOSを受け止める手段として期待できると考えている。
- ・ 相談者へのアンケートでは、約8割が相談しやすかったと答えており、SNSの特徴である気軽さの点での評価は高かった。他に、時間帯に制約がない、後から見直すことができる、などの長所があった。
- ・ ホーム画面に「子ども・家庭110番（電話相談）」や「189（全国児童相談所共通ダイヤル）」を掲載できるなど、様々な情報発信ができる。また、途中

離脱した相談者に対してフォローアップができる等、双方向コミュニケーションツールとしての利点がある。

- 課題等としては、次の4つが挙げられる。①LINE相談は文字のみのやりとりであるため、相談者の現在の状況や感情、相談に至るまでの精神的背景などを行間から読み解く想像力、文字に込められた気持ちや思いを感じ取る感受性が相談員に求められる。②的確なやりとりで相談者のおかれた状況を迅速に把握するなど、SNS相談ならではの特性に応じた技術を有する相談員の配置が必要となる。③複雑な課題や困難な相談に対応するために複数の相談員とスーパーバイザー等を常駐させる必要があり、開設期間や時間に応じた人件費が必要である。年間を通じての開設は経費負担が大きくなる。④相談を受け付けたものの、相談員からの返信に対し応答がなかった件が約3割あった。その時点では相談がなくても将来に備えて友だち登録し、試しに送信したと考えられる。潜在的な相談者である可能性は高い。
- 「周知カード」は名刺サイズのカードで、QRコードが印刷されており、それを読み取ることでLINEの相談トーク画面にアクセスできる。要保護児童対策地域協議会のほか、市町を通じて配布している。民間の児童養護施設で配慮を要すると思われる人への配付も依頼した。
- 周知のために、県HPからのリンクのほか、「Yahoo!」のトップページにQRコードを掲載した。QRコードは利用者がアクセスするのに手間がかからない点で非常に有効と考えている。
- LINEでは虐待の通告への対応が遅れたり詳細情報が把握しにくいいため、最初のホーム画面で全国児童相談所相談ダイヤル189に誘導した。虐待に関する相談は18件あったが、「今後虐待に発展してしまうのか」、「これは虐待にあたるか」などで、児童相談所に連絡し対応したが、緊急性はなかった。
- 試行期間中に重大な案件はなかった。もし、児童虐待の通告につながるもので当事者が特定できない場合や相談者本人が同意しない場合には、アドレスや電話番号から本人を特定するために警察などとの連携が必要になる。本格実施に向け関係者で調整中である。
- LINEでは内容を深めることは難しい。LINEによる相談時間が長くなることが見込まれた場合は電話相談や窓口相談に誘導することが適切である。
- 相談対応する側の専門性の確保のため、プロポーザル方式の契約にあたり、児童心理司、児童相談員、ケースワーカーなどの経験者の配置を条件とし、それらの人がスーパーバイザーからアドバイスを受けられるようにした。LINEの場合、電話相談と異なり、画面を見ながら担当者とスーパーバイザーが相談できる長所がある。他に、LINEの技術面の研修実施も条

件とした。

- ・ 成人と思われる人が過去に受けた経験を告白するような内容があった。ずっと抱えてきた思いを打ち明けることにより悩みの解決の手助けができた。LINEによる相談を始めた意味があることだと思う。
- ・ LINEでは自分のアドレス等を登録する必要があり匿名性がない。近所の子供のことまで情報提供してもらうにはハードルが高い。相談のしやすさを周囲の人々の関心と結びつけることは、今後の検討課題である。
- ・ 児童虐待防止相談LINEの試行では他の相談に比べて登録件数が少なかった。名称が相談者の心理的なハードルを上げた可能性があると考えた。本格実施では「子ども家庭110番相談」と改め、周知時に児童虐待や子育て相談と例示した。逆に、名称を「女性のための相談」としたところ、想定していたDVより幅広い相談が寄せられたため、「DV相談」と改め、対象者を絞った。
- ・ 児童相談所と県警による児童虐待に関する情報の共有については、知的障害者施設「津久井やまゆり園」（相模原市）での殺傷事件（平成28年）を契機として、県警との連携を特に重視することとなった。児童虐待の防止と早期発見のため、児童相談所に寄せられた相談や通報について、児童相談所と県警で軽微なものも含めた全ての児童虐待に関する情報を共有することとし、データベースを平成30年12月17日に本格稼働した。共有方法は、LGWAN（総合行政ネットワーク）を活用。内容は、児童相談所が保有する全ての児童虐待事案について、①児童相談所受理年月日、支援を終了した年月日、②児童氏名等の基本情報、③虐待の種類、④児童相談所の処理状況（指導状況）、⑤児童相談所名、の各項目を一覧にした電子ファイルを作成し、原則1週間に1回更新している。

## （2）社会福祉法人子どもの虐待防止センター（東京都世田谷区）

相談員、医師、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、行政経験者、教育関係者など、多くの専門職がボランティアにより活動している。悩みを抱える親への支援等、虐待を防止する取組について説明を受けた。

### 《概要》

- ・ 平成30年度事業は、①電話相談事業（子育ての悩みや虐待に関する電話相談等の実施。相談日数280日 総相談件数1,992件）、②グループケア事業（虐待や育児不安等の悩みを抱えた母親のためのグループワーク）、③里親・養親支援事業（特別養子縁組をした養親を対象にしたサロンの開催）、④ペアレンティングプログラム事業（暴力や暴言を使わずに子供を育てるスキルを身につけるトレーニングなど、親子の関係を育てるプログラムを独自開発し、外部の公的機関等にて実施等）、⑤アタッチメントプ

プログラム事業（養護施設の子供と里親など養育者の関係性構築のための心理療法プログラム）、⑥子どもケア事業（虐待などの理由で児童養護施設に暮らす子供や里親養育を受けている子供を対象に、子供の対人関係の問題を軽減することを目的とした心理相談、発達相談等の実施）、⑦教育・広報事業（児童養護施設職員、児童相談所職員、保育士、教員など、子供に関わる専門職を対象とした講座・セミナーの開催、性虐待を受けた子供のケアを学ぶ研修や小児科医・産婦人科医を対象とした性虐待を受けた子供を適切に診察するための研修の実施等）、⑧その他の事業（日本子ども虐待防止学会との連携、児童虐待防止全国ネットワークのオレンジリボン運動への協力、市区町村の要保護児童対策地域協議会等への参加等）、⑨公的機関等の虐待防止施策への協力（母親グループへのファシリテーターやスーパーバイザーの派遣、児童相談所の再統合支援事業等への協力、妊産婦向け事業への協力、子育て相談事業への協力、ペアレンティングプログラム事業トレーナーの派遣、ケース検討会議等へのスーパーバイザー派遣、里親支援事業への協力等）である。

- ・ 子供の虐待の増加原因の1つは、家族が孤立化していて支援が受けられないこと。また、親の発達障害により認知能力に問題があるケースが増えているのではないかと。他人に共感できない、子供の身になれない。子供への虐待の結果について想像力が欠如しているようである。
- ・ 最近5年ほどの通告数増加の主なものは、警察からのDV目撃情報である。それまでは存在しても通告がなかった。DV目撃を心理的虐待に含めているため件数が多い。海外と比較した日本の特徴である。
- ・ 最近10年の事件の分析では、1歳未満の子供の虐待原因は泣き声がうるさいことが主だった。1歳以上の場合、しつけのつもりだったものとそうではなかったものがあるが、後者については、母親の若年出産、加害者が実父ではない（養父・継父）、妻へのDV有り、転居により支援が受けられないの4つの要因があった。このケースが要注意対象である。
- ・ 虐待対応の最前線となる当法人では根本原因はあまり見てこなかった。ただ、できるだけ早く教育をしようと、高校生に対する講座を実施するなど原因の解消を考えるようになってきた。家族の孤立化や親の経済的な問題などはすぐに解決できるものではなく、ネット社会も、もはや変えようがない。そのような環境の中でどう対処するかは難しい問題だと思う。
- ・ 児童相談所業務をアウトソーシングしてよいと考える。例えばカナダは民間でも児童相談所を運営でき、専門家が常駐する。県の機関では異動があり、専門性が蓄積しない。例えば、県立病院のように専門集団にして権限を付与するとか、外部に委託することも選択肢としてはどうか。子どもの権利条約では、行政だけで親から子供を引き離してはならず、司法が関与

すべきとしている。司法の判断により、民間団体でも保護ができるようにすることが望ましい。

- ・ 児童虐待に関する相談件数が増加し、児童相談所だけで対応できる時代ではなくなった。NPO法人など民間団体側にも行政と連携する意思があるので、連携方法を探ってみてはどうか。
- ・ 虐待防止のための制度は作られたが、内容が追いついていないのが実態である。また、一時保護のハードルが高ければ、県とのやりとりに時間を要することとなる。基本的には市町村の基盤が十分に整備されていることが重要と考えるので、県はそのための支援や連携強化に務めてほしい。

### (3) NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク（東京都豊島区）

「地域の子どもを地域が見守り、学びや暮らしを有機的に支えるネットワークをつくり、子どもの未来を明るく変えていきたい」を理念に子供の健全育成のため活動している。その取組について説明を受けた。

#### 《概要》

- ・ 地域にいる貧困、不登校、虐待、外国籍、障害など様々な困難を抱えた子供たちが環境に左右されず自分らしい人生を歩めるように、地域でのサポート体制づくりを行っている。資金が潤沢でないからこそ、場所の提供やボランティアなどで様々な人や物につながり、地域のつながりが生まれる。子供の健全育成が地域の安全・安心につながり、災害時にも有効になる。また、持続可能な町づくりになると考えている。大切な子供を育てることを目的とし、ビジネスにはすべきでないとの思いがある。
- ・ 主な事業は、①子ども食堂（困っている子供を地域で支援しながら、いずれ親になったときに子供を大切にしてもらおうことを目的に設置。ボランティア、寄付で運営しているが、保健所から営業許可を取っている。事業開始7年目。池袋の5カ所で実施。事業を進めるうちに、個人や業者から寄付が集まるなど地域のつながりが生まれた。子供だけでなく老人との関わりなど支援が広まった。都の補助金を原資に、豊島区から1回の開催につき1万円の補助がある。）、②子供の居場所づくり（孤食の子供たちを対象に、登録制で宿題、夕食、遊びなどを共にする場。親の帰りが遅い子供のための「夜の児童館」や、困ったときにいつでも泊まれる「子どもシェルター」を開設）、③ホームスタート（出生時からの支援のため、先輩ママが子育て中の家庭に訪問してサポートを実施）、④WAKUWAKUホーム（主に中学・高校生を対象に子供の居場所とショートステイを実施）、⑤パントリーピックアップ（フードロス対策と困窮世帯支援のマッチング。月額5,000円程度の食材を困窮世帯に供給。対象世帯に対し地域が支援することで孤立していないとのメッセージを届けることを狙いとする。食材

を受け取りに来た人が手伝う側になるなどコミュニティが広がり、自己肯定感を持つことにもなる。)、⑥池袋本町プレーパーク (子供たちの好奇心や欲求を大切に作る遊び場を運営。豊島区からの委託により出張プレーパークも実施)、⑦無料学習支援 (教育格差による貧困の連鎖を食い止めるために、家庭の状況に左右されず学べる無料学習支援を実施。大学生や地域住民が無料で学習を支援。他団体とも連携して実施。親ともつながりができ、次の支援を考える契機となる。) である。

- 全国の子ども食堂の開設数には地域差があるが、急いで作ったものは長続きしないと思う。時間がかかっても地域の人が思いを持って作ることが大切だと考える。簡単には作らない方が良く思う。
- 一般的に子ども食堂に対する補助金の額には不足はないようだが、始める際の場所の確保が1番の悩みである。他方、厚労省からは、60代の人による子ども食堂の実施に対し高齢者福祉の名目で補助金が出るとされる。その側面からのアプローチもできるのではないか。
- 全国ツアーをすると、地方は地方なりの方法があり、全国的な盛り上がりを感じる。地域の子供を大切にしたいと潜在的に意欲を持っていた人が顕在化してきたように思う。地方には何が起こるかわからない良さがある。
- 区では異動により課長が替わると、それまでの方針が突然変わることがある。その点で困惑することがある。
- 豊島区では、「子ども若者支援ワーカー(ソーシャルワーカー)」を配置し、行政と民間団体との連絡調整を行っている。生活保護世帯では支援の情報が行き届かない傾向があるため、補完役を担っている。
- 豊島区福祉課では、無料学習支援の事務局となりネットワーク会議を開催し、そこには当法人の他、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーなどが参加している。同区子ども若者課では子ども食堂MAPを作成し、情報共有会議を開催している。親の離婚などが原因で貧困やひきこもりになる若者が多いため、対象を39歳まで広げ、就職が困難な人や子育て世代を支援している。子供の虐待防止や貧困対策に有効だと思う。
- ひとり親世帯の情報は行政でしかわからないため、当法人の活動を紹介するリーフレットを行政に配布してもらっている。逆に、つながりができた家庭には行政の事業を紹介している。その他にも広報活動は行政の得意分野であるため協力してもらっている。
- 低家賃の住宅を母子家庭に紹介するため、行政から空き家の提供に関する情報をもらうことがある。

#### (4) 公益財団法人 あすのば (東京都港区)

子ども貧困対策法を民間の中立的な立場から後押しし実効性あるものにする

ることを目的に設立された。子供への直接支援に加え、各地の団体支援や行政に対する政策提言を行う取組について説明を受けた。

### 《概要》

- ・ 主な活動内容は、①外見ではわかりにくい子供の貧困の実態を調査・研究によるデータなどにに基づき見える化し、議会や行政に対し具体的で建設的な政策提言を行う、②全国各地で活動する子供を支える組織や人を中間支援することで、充実した支援体制を確立する、③子供の自立に向け物心両面での直接支援を行い、支援された子供が支援する側にまわれるよう社会全体で子供を育む仕組みを拡大させることである。
- ・ 本当に困っている人は孤立しているので、情報が届かない。そのような人達にどのように情報を届け支援するかが課題だと思っている。最近わかってきたが、自分では情報を得られない人でも周囲に誰かしら支援する人がいる。例えば、子ども食堂などやスクールソーシャルワーカーから情報に接することもある。接点を増やすことで効果を上げたい。行政でも福祉部門と教育委員会の連携により支援の効果を上げることを期待する。
- ・ 日本の18歳未満の子供の相対的貧困率は2015年時点で13.9%（7人に1人の割合）。全体的には右肩上がりの傾向。近年は雇用状況の改善により就職率が高まり、ボーナスの支給もあるなど改善が見られるが、この状況が続くかは不透明。景気に左右されない貧困対策が必要である。
- ・ 日本の子供の貧困の特徴は、①2016年時点では、貧困に該当するひとり親世帯は142万世帯、子供は223万人。背景には非正規雇用の拡大がある。また、外国にルーツをもつ子供が貧困に該当することが多く、今後も増加する見通し、②ひとり親世帯の貧困率は2015年時点で50.8%、③親の就業率は高いが貧困率が高い（ワーキング・プア）、である。
- ・ 返済不要の給付金として、小・中学校入学者各3万円、中学校卒業生4万円、高校卒業生5万円を支給する入学・新生活応援給付金事業の際行ったアンケート調査では、現金の支給に感謝する回答が多かった。現物支給よりも現金のほうが家庭によるニーズの相違に応えることができる。
- ・ 就学援助制度や高校給付金制度の利用が6割にとどまる。当事者に支援制度の情報が行き届かず、使えるはずの制度が使われていない実態がある。
- ・ 現在の国等の支援制度は、ひとり親世帯向け、生活保護世帯向け、社会的養護・児童養護施設入所者向けの3つが中心で、両親がいる多子の世帯に対してはほとんど支援がない。
- ・ 「教育や進学のコスト負担を減らしてほしい」（80%）、「経済的な福祉制度が増えてほしい」（66%）といった要望が強い。
- ・ 貧困とは、経済的に苦しくかつ困りごとが多い状況を指す。かつては貧しくても、地域の支え合いがあり生きづらさを感じることは少なかった。最

近は、経済的には裕福だが親と接する時間が少なく生きづらい状況もみられる。時代に即した対策が必要となる。

- ・ 経済対策として、行政による雇用の安定、世帯所得の増加、再分配の強化、生活費・教育費などの負担の軽減などの施策が必要。困りごとの解決のためには、子ども食堂、学習支援などにより身近で助けてくれる人の確保など、行政にはできない地域の民間の支援が必要。
- ・ 給付型の奨学金制度があっても、進学意欲を失っている子供の意欲を内発的に高め自己肯定感を強めなければ制度が生きない。物心両面での支援により初めて子供が健全に育つ。
- ・ 先進事例として、①市町村で小・中学生の入学準備金を支給するところが増加。山梨県では県の単費で住民税非課税世帯の高校生に入学時5万円を給付している。生活保護世帯では入学準備金が支給（最高9万円）されるが、準要保護世帯には全く支援がなかったところに制度を作った。県が行ったアンケート調査では受給者の満足度が98%に上った。②沖縄県ではひとり親世帯に対し通学のバス代の半額を助成している（住民税の非課税世帯に広げる方針）。③神奈川県川崎市ではひとり親で児童扶養手当受給の世帯に対し、従来の通学の市営バスの無料パスの支給を私鉄も含めた通学費全体に広めた。④群馬県渋川市他では給食の無償化を行っている（全国的に増加する傾向）。⑤夏休み期間中、家庭で十分な食事ができない子供のため、学童への給食の提供を行っている（埼玉県越谷市、奈良県奈良市、東京都八王子市）、などが挙げられる。また、静岡県内市町では、法律で努力義務化される前から子どもの貧困対策計画の策定が進められており、他県と比べて先駆的な取組が行われている。これを続けてほしい。
- ・ 貧困世帯を選別する方法に住民税の課税・非課税の境界がある。限度額を少しでも超えると全く恩恵を受けられなくなる「制度の崖」はなくしたい。
- ・ 選別的施策には、その家庭や子供が惨めな思いをしないよう配慮が必要である。子ども食堂へ行くことや無料学習支援を受けることがいじめや社会的排除につながるよう配慮が必要となる。他方、普遍的制度にするには財政負担が大きい。限られた財源で、より困っている人に的確に支援を行うことは大切である。
- ・ 子供の第3の居場所となる子ども食堂、学習支援、夕方の居場所「トワイライトステイ」の提供により地域や他世代のつながりを作り、地域再生の核となり、社会全体で子供を育てる仕組みを作る必要がある。
- ・ 第1の居場所である家庭への支援として、例えば、子ども食堂の裏メニューである様々な困りごとを受け付けるための仕組み作りが必要である。
- ・ 第2の居場所である学校を巻き込み貧困対策のプラットフォームにする。教育、福祉、地域、NPOなどが連携できる仕組みを作る。常勤で正規雇

用のスクールソーシャルワーカーが活躍できるようになることが望ましい。

## 6 参考人の意見

当委員会では、有識者4名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

### (1) 常葉大学 教育学部 教授 平岡 篤武 氏

- ・ 虐待例を見ると我々とはとんでもない人間がいると考えるが、実は子育ては難しい。いろいろなことが便利になると、子育てをうまくこなせない人たちに虐待が起きる。社会のひずみが背景にある。
- ・ 欧米では殺人率が高く、虐待問題は次の税金を払う人たちが育たないという国を揺るがす事態と捉え、子供を大切に育てることを最優先し、多くの取組がある。また、様々な機関が協働して子供の安全を守るシステムができてきている。学校ではパソコンにいじめや不登校などの情報が記録されており、一括管理している。システム、ICTが進んでいる。警察の関係も日本と異なる。警察自体が子供の安全保護拠点である。警察が大人の相談も子供の相談も受けるし、虐待に早期介入し保護する。日本でも家出の子は警察が保護するが、なぜか虐待だけは児相が保護することになっている。
- ・ 日本の今年の統計では、16万人弱の虐待相談がある。これは法律の制定時から約9倍の増加である。警察がDV事案を二次的な虐待として挙げるものが増えたことが大きな理由である。
- ・ 虐待では死亡が最悪の結果である。平成20年前後には100人以上だったが、去年は65人前後で、平均すると毎週どこかで1人以上が殺されている。65人のうち0歳が約半分で、0歳のうち4カ月未満が24人である。未成年の妊娠や意図しない妊娠で生まれた子が虐待を受けることが多い。
- ・ 国が死亡事例を毎年検証して要因を挙げている。予期しない妊娠、計画しない妊娠、10代の母親、父親のDV、訪問の拒否、子供自身が保護を求めている、周りにつき合いがない、関係機関は多いがリスクの共有ができていない、転居時の機関同士の連携不足などである。
- ・ 文科省の調査でも、不登校の背景にはネグレクトが小学校で3割弱、中学校で5割強ある。ネグレクトされている子供の3割に発達遅れがある。社会からの孤立、貧困、虐待、問題行動、学力が伸びない。悪いサイクルをどう断ち切るかという課題になる。貧困の悪循環の対策として、例えば職業訓練費を増やすだけで年収が上がるという研究もある。
- ・ 子供や家庭の実態を見ると、学力や就学が社会の課題になりつつある。苦しい家ほど子供に向き合う余裕はない。未然防止が必要だが、対応できるのは1日の3分の1を過ごす学校しかないとなり、学校を虐待防止対策や貧困対策のプラットフォームに位置付けるという発想になる。英国ではこれが徹底しており、文科省と厚労省が合わさり、教育を主にしながら子供の虐待を学校で見つけることにした。
- ・ 脳科学の進歩で、虐待による心理的な被害により脳の記憶の部位が混乱し

てさまざまな問題を起こすことがわかってきた。自分は生きている価値がないなど、自己評価が下がることが非常に問題である。脳の神経が死ぬと、感情調節もできなくなることがわかってきた。

- 最近、逆境的な子供時代を体験した人の研究ACE (Adverse Childhood Experiences) が話題になっている。子供時代に虐待の体験が多いほど、社会的、情動的、認知的な問題を抱える可能性が高い。喫煙、暴飲暴食、薬物依存の確率、病気、事故、犯罪の確率、平均寿命などをデータ化し、高校中退、失業、貧困の確率が上がっているという結果が出ている。
- 子供を保護して虐待状況から解放しても解決には非常に長い時間がかかる。親に子供への愛情がないと、今の困難を乗り越えれば次にいいことがあるかもしれないという希望すらイメージできなくなる。それが乳幼児1年以内に始まると深刻な時限爆弾を抱える。長く続くと、他人を信用しなくなるし、危ない目に遭うのではないかと脳が指令を出し、常におびえるシステムが体の中にできる。パニックになりやすい、悲しいのに怒り出す、ちょっとしたことで相手を殴る、動物的に怒りの感情を発散する。それが続くと判断力がなくなる。勉強などとてもできない、反復練習して身につけることができない、社会性が身につかなくなる。この悪循環が知らないうちに起きることが、虐待が抱えるとても恐ろしい問題だとわかってきた。慢性ストレスが緊張を体にかけて免疫システムを狂わせる。
- 虐待を受けると、その子供は衝動的に行動したり、鬱になりやすかったり、問題行動を起こすようになる。それがケアされないと再被害や性被害を受けやすい、鬱は放置しては治らない、義務教育を外れる、最近では薬物が簡単に手に入る。そして、大人になり配偶者に暴力をふるう、産後鬱になりやすい、退学すればいい職業はない、薬物依存も簡単に治らないということで、次の世代に持ち越す。これが世代間連鎖である。
- 虐待の増加の要因は、社会の変化、それに伴う家庭の変化、地域社会自体の変化などいろいろ言われている。一方で虐待通告の制度ができたので、隠れていたものが見えるようになった。社会的な認識が広まった。
- リスクの捉え方については研究が進んでいる。子供の問題、親自身の問題、環境の問題の3つの考え方がある。子供の問題では、子供が障害を持って生まれたことによる母親のパニックが原因の虐待が結構ある。親自身の問題とは、望まない妊娠や親自身の虐待経験からくる精神障害である。環境の問題ではDVや経済的な問題が大きい。
- 虐待とは怖い体験である。怖いものから距離をとることが安全を確保する方法だが、ちょっとしたことで逃げ場のない家で毎日虐待を体験すると安全感覚が麻痺する。他人に言えないので自分で何とかしようとする。脳内のストレスホルモンを出して自律神経を活発化させる。交感神経がアク

- セル、副交感神経がブレーキになるが、常にアクセルを踏みテンションを上げ怖さを乗り越える。先のことを考える余裕がなくなり未来がなくなる。
- 人間の動物としての本能による瞬間的な対応は、闘争か、逃走か、固まるかである。常に殴られているとストレスが自律神経を混乱させる。例えば、虐待されて勉強する余裕がなく御飯も食べていないが先生にはわからない。また宿題を忘れたのかと普通に注意するだけでも、子供の脳内では殴られるのと同じ体験が起きる。先生がよかれと思い注意することが虐待と同じ体験になる。そして余計に固まる。年齢によっては先生に殴りかかる子供もいる。脳内で起きていることへの理解がまだ一般的にはない。
  - 今しかない子供は周りを見て考えられない。思考能力も判断能力もない。治療、支援としては、今を見て、先生は殴る人じゃないよ、殴っていないよというケアをすることで、明日以降のことを考えられるようにする。生活全般でかなり長いケア、包括的な支援が必要である。
  - そのような子供は世界観が悲観的になる。父親が珍しく優しい態度を見せると殴られる前兆かと不安になり、べたべたしたり、見えすいた嘘をついたり、欲しいものを盗んだり、ポーっとする。これらは考えた行動ではないので、怒られたり、失敗したり、自信喪失という悪循環につながる。結局、脳にダメージを与えて発達障害が起きる。対人関係も悪くなる。各種の能力が発揮できない。不適応行動が増えるという悪循環になる。
  - 研究により、虐待を受けた人たちは脳が変形していることがわかった。暴言により言葉をつかさどる大事な部分の容積が減る。DVを見ると視覚野が減る。痛い思いが続くと痛みの伝達経路があまり痛みを感じなくなる。最近では生まれつきではなく、虐待による発達障害が指摘されている。
  - 日本の現状では、一時保護を児童相談所が行うことが問題だと私は考えている。犯罪の疑いがあるのに福祉が最初に保護する。世界では裁判所と警察が行う仕事を日本では福祉が行っている。現在、警察が頑張って児相に送っているが、対応できない矛盾が起きている。また、保護と支援は全く別なので、保護者が児相に不信感を持つことに非常に困っている。
  - 福祉専門職員の力量を上げなければならない。しかし、児童相談所の職員のために研修をしたくても簡単に予算はつかない。県の職員は、試験により採用されているので、改めて研修をすることのハードルが高い。特に専門職は研修体制が弱いと思う。
  - 高齢社会に向かい、民間と併せ福祉専門職の機能向上が必要になる。国は、子どもの虹情報研修センターを横浜市と明石市の2カ所に作り、福祉、特に児童相談所の虐待対応の研修を行っている。そこは容量が限界で余裕がないため、県でも民間や市町を支援する独自の研修センターが必要だと思う。これは兼用ではなく独立の研修センターにしないと無理があると思う。

- ・ 法改正により、児相の仕事がほぼ虐待対応だけになり、虐待で保護しないレベルでは基本的には市町の対応となったが、まだ市町は人を配置する余裕がなく対応できない。国は市町のために人を増やすとしているが、即戦力の専門職がいるかという問題もある。
- ・ さらに、1日の3分の1を過ごす学校の役割が重要である。学校が中心になり、子供の安全や保護を福祉部門と一緒にを行うことを考える必要がある。啓発や予防に力を入れることが大事になると思う。

## (2) 静岡県立大学 国際関係学部 教授 津富 宏 氏

- ・ 子ども貧困対策推進法の非常に重要な改正があった。貧困の連鎖を防止するため、子供の将来だけでなく現在に向けた対策を行うことと、子どもの権利条約の観点、子供の権利性の観点が入った。やや学習支援に偏っていた対策を生活支援、教育支援、就労支援などに広げた。貧困自体よりも背景にある社会的要因に取り組むもので、とても重要な理念だと思う。
- ・ 指標も変えることとし、貧困対策計画の作成を県だけでなく市町村にも努力義務化した。従来の子供の貧困対策で用いたものだけでは不十分とし、かなり抜本的、徹底的な検討が行われ、新たな指標が多く加わった。市町においても、国の動きを見ながらこれを取り入れることが重要になる。
- ・ 日本全体で実質賃金が下がり、生活が全般に苦しくなっている。最近の調査では、なぜ子供をつくらないのかとの質問に対して、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからとの回答が圧倒的に多い。それが今の日本の実情で、まさに貧困の問題である。
- ・ 日本の子育て政策は十分かとの質問に対し、質・量ともに十分ではないとの回答が圧倒的に多い。安心して希望どおりの子供を持つための条件として国が用意している質問項目は全部お金についてである。このことを踏まえれば、子育て支援で一番重要なのは経済的給付ということが明らかである。貧困対策は少子化対策に直結するという理解がいいと思う。
- ・ 文科省のデータによると、日本はOECDの中で教育支出がとても少ない。直接的な公的な教育支出だけでなく、その他関連した児童手当等本人や家庭への支出も、日本は、アメリカより多いが、スウェーデンやイギリスなどと比べるとはるかに少ないことが特徴である。
- ・ 日本の教育は、国際的な学習到達度調査PISAなどでも成績が上位に位置しているが、収入が高いほうから低いほうへ成績が下がっていく。学力は収入に影響されることが、小6、中3、いずれも全く同じパターンでわかっている。お金がない家庭で3時間以上勉強する子供たちは、最もお金がある家庭の全く勉強しない子供たちの成績に及ばない。これは、あらゆる科目で示されている。勉強時間とは別に、どれだけ収入に余裕がある家

- 庭に生まれるかが子供の人生に大きな影響を与えることを示している。
- 全ての子供が区別なく質の高い乳幼児の発達ケア、就学前教育、初等教育を受けられるようにし、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。適切かつ効果的な学習成果が日本の学校にもたらされていれば、もう少し学力格差が小さいはずである。
  - 貧困の連鎖とは要因が重なることである。生まれた家が貧乏だと、勉強が余りできない。そして大人になっていい仕事に就けず収入が低く食べるものに困る。この間に様々なダメージが折り重なり貧困の連鎖が起きる。
  - 子供の貧困は相対的貧困率を用いて定義されている。国全体としては豊かだが、格差が大きいところでは相対的貧困率が高くなる。相対的貧困率は貧困そのものの指標というよりも、社会の格差の指標である。
  - 1980年代の日本は北欧と同じ所得格差が小さいグループにいたが、2005、2006年では、格差が最も大きいグループに属するようになった。生産性は向上しているのに実質賃金が上がらないことが格差拡大の大きな理由と言われ、安定した進路やキャリアが築きにくくなっている。2012年のデータでは、100人の高校生のうち過半数は25歳に至るまでに中退、進路未決定、失業を経験する。頑張れば何とかかなる時代ではなくなった。
  - 静岡市では平成29年度に子供の生活実態調査を行い、私も手伝った。非常にいい調査で、ネットでも見られる。過去1年間にお金がなくて必要な食料が買えないことがあったかとの質問に対し、お金を持っていない側の階層の約4割が御飯しかないことがあったと答えている。公共料金について、電気、ガス、水道の基本的なインフラ料金が払えない学生世代が、この階層では約4分の1に達している。お金がなくて進学を諦めさせたことがあるかについても大きな階層差が出ている。
  - スウェーデンの研究者ペストフは、社会全体を大きな三角形であらわした。家政・家庭、国家・行政、市場がそれぞれ1つずつ角を占め、この3つの角が社会を支えている。中央にすき間があり、この領域をNPO法人や協同組合など自発的な結社が埋めるという。いずれの角でも包摂されない人々が中央の領域に放出されているのが現状である。
  - 南アルプス市で行政と一緒に子供の貧困問題に取り組む山梨県のNPO法人 bond place では、必ずしも学習支援や子供の貧困に限定せず、人がつながることで一人一人が自分の人生を実現することをミッションにした。いろいろな立場で協力して問題を解く仕組みを作り始めている。
  - 福祉施設でも生活保護でも、自力でサービスを受けようとする人たちはいい。親の意欲も子供の意欲も低い一番しんどい人たちは最初から諦めている。その人たちをどうするかが課題である。bond place では、その人たちに対し学習支援の枠組みを使い取り組んでいる。他人を信用できない子供

たちに、まず人との信頼関係を作る。その子が1歩でも踏み出せる場を作り、更に社会参加させる。地域の方々にいろいろな場を用意してもらい、子供たちをつないでいる。この団体は対象を児童相談所と児童精神科にかかる重いケースに限定しており、非常にすぐれた実践だと思う。

- bond place と似ているが、私どものNPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡は、本人が一步踏み出すことを大切にしている。特にひきこもりの人など、他人を信用するのが不得意な人は一人では怖くて動けないので、信用できる関係を作り一緒に動く。それを受けとめるのが地域によるネットワークの仕組みである。助け合えない状態だった地域を助け合える状態に編み直す。一人の子供を1対1ではなくチームで応援する。これは生活困窮のお年寄りでも障害者でも同じである。また、完全に計画するのではなく、いろいろな出来事が起きるように、偶然性も大事にしている。
- 若者だけでなく困っている人全般で周りの人がお互いに情報共有する状況を作ろうとしている。これは1つの場と言え、名前をつければ、生活支援とか子ども食堂ということになる。最終的には働けることが重要なので、困りごとを取り巻く場を多く作り、就労支援を中核に置きつつおせっかいの生態系を作ろうとしている。
- 県のホームページには子供の貧困関係で4つの指標が出ている。スクールソーシャルワーカーの配置数、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率、ひとり親の就職率、ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度である。貧困は非常に多面的なので、国の指標が20近いことからすれば4つは少ない。指標の相互関係は複雑だが、多面的に捉えることが大事である。
- まず、子供の貧困率そのものが入っていない。これは恐らく各都道府県が自前で調査しないと計れない。法改正及び大綱で研究調査の項目が入り、実態調査を定期的に行うことが国の方針とされているので、毎年は無理だが定期的に測定することは重要だと思う。また、ひとり親家庭に関するものが2つ入っているが、貧困はひとり親家庭だけの問題ではないことも押さえておく必要があると思う。
- いろいろな指標があるが、そもそも改善のために有効なのか。高校に入学しても中途退学すれば中卒になるので卒業率を問うべきではないか。さらに、高校入学率よりも大学入学率のほうがはるかに差が大きいので、そこも見べきではないか。また、今は生活保護家庭で指標がとれているが就学援助家庭はどうかなど、1個1個の支援について細かく気になる。
- 学校は子供の貧困対策でもプラットフォームと言われるように非常に重要な場だが、そこで子供の面倒を見ているのはソーシャルワーカーだけではない。その他の職種も増強して指標にしてもいいと思う。「ルポ保健室」という本には、貧困問題と養護教諭がいかに向き合っているかが描かれて

- いる。学校にいる方をいかに支援し、増強するかが非常に重要だと思う。
- 日本のひとり親は就業率が高いが貧困率も高い。低賃金、不安定な雇用などにより働いても貧困が解消されないのがひとり親の状況である。就労支援は貧困状態を悪化させる可能性があることもぜひ知ってほしい。
  - 貧困率はひとり親家庭が圧倒的に高いが、貧困世帯数は2人親家庭のほうがはるかに多い。これも前提にしないと2人親家庭の貧困な子供たちが置き去りになる可能性がある。もちろん極端な貧困は母子世帯に集中している。離婚していなくても別居や2人親家庭が崩壊していることは頻繁にある。
  - 分断を乗り越えるとは、社会で貧困を当然としないことである。英国人は、暖かいコート、フルーツ、野菜、靴、自分の本、1日3回の食事などが当然に子供の必需品だと思っている。日本では、朝御飯、医者に行く、学校給食、手づくりの夕食、子供への本が主で、英国で挙がるものの多くは下位にある。これは国民の意識の問題で、ここを変えないと子供にお金を使うことができない。私たち自身が、日本人の意識が諸外国と違うことをお互いに訴え、伝え合う必要がある。
  - 最近の調査で残念な結果がある。所得の多い家庭の子供のほうがよりよい教育を受けられる傾向があると言われ、実際に進学率が違う。年を追って、この傾向を容認する人が増えている。豊かな層に多いが、ゆとりがない層ですら増えて最近では半数を超えた。
  - 人口減少対策として、学校の無償化が群馬県の町など小さな自治体で増えている。最近では明石市が給食の無償化を始めた。本県も人口減少問題があるので、同様の施策を行えば、福祉だけでなく景気対策にもなると考える。
  - 子供の貧困とは、一部の困っている子供を助けるという問題ではなく、少子化の問題も含めて、ずれてきたものをどうやって全体として戻し直すかという、社会の持続可能性を問う一里塚だと思う。

### **(3) NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム 代表理事 村瀬 修 氏**

- 国が平成15年7月から子供の死亡事例を検証している。約14年間に779人死亡しており、年齢区分では、0歳が半分近く、6歳未満で90%近い。ここをどうするかが重要だと思う。
- 昔は児童虐待死の概念がなかった。子供が被害者となる家庭内殺人は昭和54年に300人近かったが減っている。その分、まれな出来事として詳細に報道されることで世間の耳目を集め、特にこの少子化の時代に、さまざまな思いを起こさせる。検証が始まって以降は50人前後で変わらない。児童相談所をはじめとして関係機関に改善すべき点は多数あるが、現状は子供の虐待死を抑制していると言えると思う。それでも、毎週1人の子供が

親に殺されている事態を何とかしなければならぬことになる。

- ・ 週刊東洋経済が児童虐待について詳しく報告している。平成 30 年 8 月 1 日時点で児童虐待が約 16 万件ある。最も多いのが心理的虐待で 55%、ネグレクトが 48%、身体虐待が 25%である。
- ・ 平成 12 年の法律制定後、大きな事件が起きると件数が増えることに注目してほしい。心理的虐待に家庭内暴力を含めた結果、心理的虐待が平成 10 年の 6,900 件が平成 30 年は 88,000 件に、割合も 9.4%から 55%になった。DV 事案で死亡する人が増え、平成 25 年に警察は DV 事案に力を入れた。子供の前で行われる DV や夫婦げんかも心理的虐待として漏れなく通告するようになり件数が大幅に増えた。
- ・ 虐待の定義は非常に難しい。平成元年の全国児童相談所長会で出された児童虐待の概念で心理的虐待が示された。そこでは、極端な心理的外傷（児童の不安・怯え、鬱状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障を来す精神症状があらわれているものに限る。）を与えたと思われる行為とされている。
- ・ 今、児童相談所は通告があれば 48 時間以内に対応しなければならないとされている。新規でなくても新たに通告された場合には同様で、対応した件数が 16 万件になっている。厚労省は意識の高まりとか円滑な連携と説明しているが、定義の拡大と関係している。
- ・ 米国は虐待の本場で 1,600 人が死亡している。児童相談所に相当する CPS という機関があり、340 万件の通告の 62%を受理する。その中で 68 万 6,000 件が虐待と認定された。我が国でも高齢者虐待は通告と実際の虐待の件数を分けている。児童虐待ではこのような数字がなく、分析が弱いと思う。そのために正しい施策がなされているかどうかもわからない。16 万件的どの程度が深刻なのかについて、検討と研究が十分ではないと思う。東京都は虐待が激しいので、平成 17 年に独自調査を行った。そこで、対応した件数の 42%が虐待ではなかったとの結果が出ている。
- ・ 米国の民間保険会社の研究で、幼少期に軽めでも身体的な暴力を繰り返した場合は、健康に暮らしていても、将来、心疾患、肺疾患、肥満、いわゆる成人病や難病になることがわかった。いかに子供を安心した状態で養育するかが、何十年後かに社会の中心となって働く人たちの健康のためにも重要となる。平成 26 年の和田一郎氏の研究では、児童虐待の社会的コストが 1.6 兆円だという。児童虐待や貧困を社会的コストで考える視点は、とても大事だと思う。
- ・ 平成 31 年 3 月、野田市の事件の後に関係閣僚会議が開かれ、児童の権利擁護、発生予防、早期発見、迅速な対応、里親等の社会的養育の充実・強化を柱にした抜本的強化方針が出され、6 月の児童福祉法、児童虐待防止

法、DV法等の改正につながり、しついで暴力を使ってはいけないとされた。しかし頑張っても、なかなか事件が減らない。早期発見、早期対応に重点が置かれているが、未然防止に重点を置くべきである。

- もともと育児は、たやすい営みではないと思う。迷いや悩みや失敗があり、手探りで思うに任せない。だから多少なりとも不適切な行為をはらまざるを得ない。その不適切さをどこまで虐待というかはなかなか難しいと思う。
- 発見し対応するのは大事だが、未然防止が王道ではないか。厚労省が示す児童虐待数が減らないので、平成 22 年からアンケート調査やインタビュー調査も行い、発生予防、早期発見、早期対応、関係機関の連携について、現場の状況を政策評価し、平成 24 年 1 月 20 日に総務省が「児童虐待の防止等に関する政策評価書」にまとめた。児童虐待の早期対応から保護・支援については、十分とはいえないが一定の効果が見られるとして評価されている。
- また、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業のセット実施は、3歳未満の児童虐待に対する有効性は認められる、としている。私はまさにここにポイントがあると思う。乳児家庭全戸訪問事業は最高の仕組みだと思う。申請主義ではなく、行政の判断でできる上、無料である。こういうものが 16 万件という数字を減らす重要な方策だと思う。
- 児童虐待は親を非難したくなるが、非常に難しい問題をはらんでいると思う。2018 年 1 月に愛知県の三つ子の母親がそのうちの 1 人を投げて死亡させ懲役刑になった。すると多胎児の親たちから減刑を求める署名活動などが起きた。東京の NPO 法人の調査では、多胎児の母親の約 8 割が、限界で投げたくなったことがあるとしている。三つ子事件は罪を問われなければならないが、支援が必要であることも見てとることができる。
- 今年 10 月、佐賀県で小学 6 年生の子供が言うことを聞かないとして、母親がヘアアイロンを体につけてひどいやけどをさせた事件が起きた。学校で発見され母親が逮捕された。祖父はテレビのインタビューで、母親が子育てに悩んでいたと言っている。尼崎市の小学 6 年生が、夏休みの終わりに宿題を済ませていないことを知った父親に張り倒されて跡が残った。学校の通報により父親が逮捕された。不適切だが、悩んでいたとか、かっとなって行ったものまで虐待に数えていいのかと私は思う。大変な状態になれば、そのような気持ちになり、誰にでも起こり得る。つまり、子供を殺してしまう親も一生懸命に頑張っている親も地続きである。私は養育スペクトラムと呼ぶが、境界が曖昧な連続した 1 つのものである。
- 米国では、乳幼児期の養育支援に焦点を当てた政策で大きく方針転換した。民間活動で家庭訪問して養育を支援し、それに州政府が補助をしている。日本では東京都などで民間団体が勝手に訪問して行っている。乳幼児期に

おける保護者の子育て支援をどう手厚くするか。日本でも有効性が証明された養育支援訪問事業のようなものをどこが行うか。私は、民間の自発的な活動を活用することはとても大事だと思っている。

- 子育て支援を乳幼児期に行い、子供の貧困対策、孤立を防ぐ諸活動を豊かに展開するために大事なものは、社会福祉法人、NPO法人、非専門職も含めて民間活動が旺盛に展開されることである。浜松市では40以上の子ども食堂、居場所、学習支援がある。社会福祉法人やNPO法人も運営しているが、おばちゃんたちがグループを作り食堂を運営している。そこに専門性はないが、大事なハートがある。子供たちが集い、家庭にはなかった大人との関係を作り出している。残念なのは、既存の社会福祉法人は、子ども食堂、学習支援等の活動への参加が弱いと思う。その他の社会的養護施設を運営する法人がもっと積極的に参加すべきと思う。
- そのような取組は飛躍的に民間が進んでおり、今年1月、全国で約4,000カ所ある。子供の貧困と地域交流を合わせて、オープンで子ども食堂や居場所づくりを行う。役所ではこのような対応が難しい。お金のことも臨機応変的なことも、責任の所在が不明確のままでも民間ではどんどん進める。
- 子ども食堂などには社会的養護や家庭養護が存在する。児童虐待を減らすには、地域の民間の旺盛な活動と行政でなければできない養育支援訪問事業のようなものを合わせて展開することが必要だと思う。

#### **(4) NPO法人POPOLO 事務局長 鈴木 和樹 氏**

- 当法人では、12市（熱海、伊豆、伊東、御殿場、三島、沼津、富士、富士宮、焼津、藤枝、島田、掛川）と協定を結び、一時生活支援事業を行っている。12市に相談が来た案件は全て富士市にある宿泊施設で受け入れている。協定を結ぶことが、少ない予算で、かつ特定の自治体への集中を防ぐ有効な方法として、厚労省で先駆事例に取り上げられた。
- 緊急的に家族ごと受け入れられる施設は、今、県内では恐らく当法人しかないと思う。無料低額宿泊所はあくまで単身を対象にしており、家族一致団結してやり直そうとしているときに離れ離れになるリスクがある。
- 当法人では、「フードバンクふじのくに」の運営も受託している。そこではNPO5団体のほか10を超える団体が共同事業体で運営している。食品メーカーなどから、まだ安全に食べられるにもかかわらず廃棄せざるを得ないものを無償でいただき、自治体や社会福祉協議会などを通じて、年間2,915件、約57トンの食糧を県内の生活困窮世帯に提供している。「フードバンクふじのくに」は、全国でも珍しく困窮者が全ての社協や行政で食糧を受け取れるため、「静岡型フードバンク」と言われている。島田市や牧之原市では、行政自ら依頼状を出して企業に支援を呼びかけている。

- ・ 当法人では、フードバンクの派生で、子供の貧困対策として「子ども応援プロジェクト」も行っている。内閣府の子供の未来応援基金を活用し、島田市及び島田市社会福祉協議会と連携し、2017年度から夏休み子ども食糧支援事業を共催している。支援事業を周知するためのチラシを、支援を必要としていない人にも配布することとし、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、小規模保育所、企業保育所すべてに配布する。
- ・ 相談に行くことで生活困窮と思われる可能性があるため、若い女性は市役所の福祉課に行きにくい。相談経験がない若い女性を掘り起こすことを目的に、島田市と協働して貧困を表に出さず子育て応援として呼びかけた。私たちはプロなので、手渡しで面談すると困っている人かどうかわかる。相応の量の食糧が必要になるので、行政も企業に依頼する。
- ・ 島田市では138世帯の申込みがあった。その全てが貧困ではないが、社協、行政、当法人では約6割の人たちが、今すぐ支援が必要又は何らかの見守りが必要と判断した。子供がいる世帯なので、子供の貧困に直結する。子供の貧困の一番の問題は、子供自身が助けを求められないことである。母親への支援を通して子供の貧困がわかるので、この事業により困っている世帯をあぶり出す。幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校の全てへの配布は、全国でも島田市だけで、課を越えた連携により可能になった。
- ・ いろいろな自治体から依頼があるが、自治体以外にも地域包括支援センターの高齢者の関係、スクールソーシャルワーカー、学校、子ども食堂、学習支援団体などにも食糧を出している。本県では、あらゆる立場の方が、子供が御飯を食べていないとわかったときに、フードバンクに連絡して食糧をもらうことが起きている。他県では学校から直にフードバンクに依頼することは余りない。本県では、静岡中央高校や清水区の中学校、金谷高校などで、教員の裁量の範囲で行っている。ただ、全ての学校ではなく、思いのある教員やスクールソーシャルワーカーがいる学校のみである。スクールソーシャルワーカーとの連携により、食べていない子供をフードバンクにつなぐ仕組みができれば、全国初の取組になる。
- ・ 地域によりフードバンクの活用に偏りがある。積極的な富士市、富士市社協で、年間487件。島田市、島田市社協は402件。静岡市、静岡市社協は437件である。西部地区は依頼件数が少ない。食糧支援について自治体により温度差がある。国の法律だけでは足りない。掘り起こしや地域の連携について県で方針を示して実施することが大事になると思う。
- ・ 食品ロス削減でフードバンクに予算をつける話もあるが、フードバンクは、国では管轄が厚労省、農水省、消費者庁にまたがるので予算が取り難い。市町単位又は県単位で実施しないと、フードバンクの管轄が決まらない。すでに現在の2,915件は全国でもトップクラスだが、県全体で積極的に支

援を行う体制になれば、計算では8,892件まで増える可能性がある。

- フードバンクや生活困窮の相談窓口では地域性以外に利用者に偏りがある。当法人が調べた島田市のデータで、食糧支援の希望者は50代60代の高齢男性が多く、40代以上の男性が50%を占める。自治体や社協だけの食糧支援では、40代未満の女性の利用率は10%で、男性は8%しかない。世帯別では単身が半数、2人世帯が23%、子供がいる世帯は22%である。
- チラシには、「あなたの子育て応援します」と書いてある。貧困と書くと、私はまだ貧困ではないから申し込むものではないと思われてしまう。しかし、子育て応援とし、全戸配布に変えるだけで依頼が爆発的に増加する。もともと子供のいる生活困窮世帯を支援したかったが、必要な人に周知できていないのではないかと思った。2015年から生活困窮者自立支援法の相談窓口が全ての自治体にできたが、窓口に来る人しか支援できない限界がある。支援が届かない人の特徴として、必要な情報にアクセスできない、遠慮する、説教を恐れる、問題が幾つも重なり困惑するなどがある。また、周りに頼れる人がおらず、困り果てて助けを求められないこともある。相談を掘り起こさなければ埋もれたままになる。掘り起こす方法や掘り起こしを行っている団体を支援する方法について、立法や制度を含めて援助していただけると、更に地域の相談窓口が活動しやすくなると思う。現状では、予算がないので、NPO法人、社協、行政が手弁当で行っている。
- 食糧支援を契機として相談に行く機会を作るため、フードバンク及び子ども応援プロジェクトを始めた。関係する民生児童委員、保育園、幼稚園、子育て応援課、健康づくり課、学校教育課、教育総務課、保育支援課、福祉課が集まり会議を行い、その全てに申請書を配付する。申請が来たら当法人が市役所に状況報告する。母親に食糧を配付する際、社協、市役所、当法人の3者でアンケートをとり、困っているかどうかを見立てる。初めて会う人に自分の繊細な悩みを全部話す人はいない。特に女性は全部を話さない。チラシが入っていると食糧をもう一回もらえないかと連絡が来て話がしやすくなる。制度設計をするときには、窓口を作っても積極的に来てもらうための仕掛けをしないと、特に若い人は相談に来ないこと、また、全員を対象とした形にしないと行きにくいことを意識してほしい。
- 子供の貧困の問題は多岐にわたる。課を横断して支援しないと問題は解決しない。滋賀県野洲市は、あらゆる生活困窮を排除しないで、たらい回しにせず課を越えて支援するための条例を制定した。同様のことは本県でもできると思うが、現状ではたらい回しになっている事実がある。
- 「困っている人集まれ」と呼びかけている子ども食堂は、行くとレッテルを張られてしまうので参加者が少ない。役所も心理的な障壁があって行きにくい。行きやすくする方法を一緒に考えていけたらと思う。

- ・ 困ったときに頼れる人は誰かと問われ、役所、社協、民生委員と答えた人が少ない。家族、知人・友人が圧倒的に多いが、家族、友人に言えないこともある。公的なところに頼れる人がいないことが問題である。「フードバンクふじのくに」は、困っていない人たちに存在を知ってもらい、困っている人に紹介してもらえようこだわっている。
- ・ 全ての学校に御飯を食べていない子供は存在するし、まだ学校に少し閉鎖的なところもある。子供の貧困は学校が一番発見しやすい。子供が御飯を食べていないということは親世代にも問題がある可能性が高いので相談機関、市役所の担当課がその人たちを注視できる。それを利用できるように支援していただけると、更に変わると思う。
- ・ 福祉担当課と子供の貧困の担当課で保有情報が異なることが多く、現状では連携できていない。食糧を渡そうとすると、児相の課から守秘義務で情報を教えられないと言われることがある。また、我々が支援に入りたくても児相案件には入り込めない。多様な機関が関わるほうがいいアイデアが出ると思うが、縦割りになっている。どちらかではなくどちらも担当すべきで、そこを調整できるといいが、現実には自治体ごとの差が大きい。
- ・ フードバンクは予算措置がないので、全て寄附と手弁当で実施している。また、食糧寄贈企業確保に協力してくれる自治体が 35 市町中 5 つ（焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、浜松市）と少ない。捨てる食糧を持つ企業が多いので、寄贈を依頼すれば集まるはずである。私たちの信用では、まだ全ての企業と連携することは難しいので、食糧の安定的な確保のためにも行政から働きかけてほしい。
- ・ 子供の貧困は大人の貧困である。生活保護を受けた人が 25% の確率でまた生活保護を受けるといわれる。中学生の子供が貧困でかわいそう、支援しなければと言うが、その子が 20 年後思うように就職できないと、怠けている、働けとなる。ぜひ子供の支援と併せて困窮する親を支援して欲しい。
- ・ 生活困窮者自立支援法はまだ理念に沿って運用されていない印象を持っている。法の制度趣旨の理解が大事だと思うとともに、制度の細部が決まっていないので、県独自の支援体制を提案してほしいと思う。本県では一時生活支援事業を行っているが、利用者がほとんどいない。制度があっても十分に周知され連携されていないと利用者が増えない。制度を作るだけでなく、どう展開し周知するか、誰がやるかを考えるべきだと思う。
- ・ 困っている人はすぐに窓口に行かない。紹介者が必要である。私たち NPO 法人は、町内会や友人、家族、民生委員などいろいろな方を巻き込み、困っている人たちにつながるよう活動している。この後押しにより初めて相談につながる。子供の貧困対策には、子供と親の両方へのアプローチが必要になる。子供たちは助けてと言えないので、大人が気づくしかない。

## 7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

### 提言1 児童虐待対策の強化

#### (1) 虐待の発生予防

##### ア 県民への子供の権利に関する啓発の推進

虐待はどこ家庭でも起こり得ることととらえ、県民一人一人が虐待について問題意識を持ち、その発生予防に積極的に関わることができるよう、保護者だけでなく地域社会全体に対しても、子供の権利について啓発を行う必要がある。

保護者はもとより県民全体に子どもの権利条約の周知を図り、子供の権利保護に関する認識を深めるため、子どもの権利条約の要旨を母子手帳に掲載するよう市町に要請するほか、県が発行する各種リーフレット等に、子供の権利保護について周知するホームページサイトへリンクするQRコードを掲載するなどの施策に取り組むべきである。

##### イ 保護者による虐待の自覚促進

全ての保護者に、児童虐待防止法改正により、しつけに際し体罰を加えることは禁じられることとなった上に、犯罪行為である虐待にもつながりかねないものであることを認識してもらうとともに、しつけと虐待の違いについて自覚を促すため、虐待をしてしまう心理状況や生活環境について確認できるチェックシート等を作成し、乳幼児健診等の際に配布し、全ての保護者にセルフチェックをしてもらい、その結果に応じて必要な支援を行うべきである。

##### ウ 保護者による虐待の再発防止

虐待をしてしまう保護者は、自らが虐待を受けて育ったために、子供への正しい接し方がわからずに虐待行為に至るケースも多いことから、そういった経緯から虐待をしてしまった保護者を対象に、保護者としての正しい自覚や子供への適切な関わり方ができるよう更正させる再発防止プログラムの策定、実施に取り組むべきである。

## (2) 虐待の早期発見

虐待に迅速かつ的確に対応するためには、確実に効果的な方法により情報を収集し、虐待をできる限り早期に発見する必要がある。

### ア SNSの活用

スマートフォンなどの普及に伴い、SNSは誰もが気軽にアクセスできるコミュニケーション手段となっていることから、電話や面談よりも抵抗が少なく情報を入力・入手しやすいツールとして、幅広い年齢層で利用されているLINE等を活用した相談窓口を設置すべきである。

### イ 未就学児等の家庭の状況把握

虐待が疑われる情報の把握漏れを防ぐために、乳幼児健診の未受診者、未就園児、未就学児等の家庭を定期的に訪問することにより、状況を把握すべきである。

### ウ 学校における対応

1日の3分の1もの時間を過ごす学校は、虐待の早期発見に非常に重要な役割を担っていることから、教職員の虐待に関する認識や対応力の向上を目的とした研修を充実させるべきである。

また、不登校の児童生徒の家庭を定期的に訪問し、状況を把握するとともに、面会できない事案については、市町教育委員会や児童相談所等と情報を共有し、適切に対応すべきである。

## (3) 児童相談所の体制強化

### ア 専門職の確保・増員と職員の能力向上

児童相談所は、その様々な役割と責務を全うできる十分な体制を早急に整えるため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の配置計画を前倒しすべきである。

また、児童相談所職員の能力向上のための研修を一層強化することに加え、児童相談所職員をはじめ、市町職員や教職員を対象とした研修が実施可能な、本県独自の虐待対応研修センターの設置について研究すべきである。

## イ 初動体制の強化と現職警察官の配置

児童相談所には介入機能と支援機能があるが、介入後の支援における保護者との信頼関係を考慮し、介入時に一時保護実施の判断を躊躇してしまう可能性がある。

迅速で適切な初動体制を確保するために、児童相談所の介入機能と支援機能を分離するとともに、児童相談所に現職警察官を駐在させることにより、警察との連携をより一層強化することを検討すべきである。

## ウ AIの活用

児童相談所職員の業務支援策として、過去の虐待事案に関するデータを収集し、それをもとにAI（人工知能）が、発生した事例を分析することにより、一時保護実施の迅速な判断など虐待事案への対応をサポートする仕組みを構築すべきである。

## エ 民間の活用

児童相談所職員が緊急性の高い案件に専念できるよう、児童相談所の一部業務、具体的には、虐待通告を受けた際の安全確認や家庭への復帰支援等業務の民間委託について検討すべきである。

## （４）市町他関係機関との連携強化

子供への虐待を未然に防ぐとともに、必要な支援を行うためには、県と市町、その他関係機関が連携して、それぞれの役割分担のもとに常に協働することが重要である。

市町が設置する子ども家庭総合支援拠点は、情報の把握、相談対応、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、児童相談所や学校、民間団体などの関係機関との連絡調整など、虐待の予防及び早期発見のために重要な役割を担っている。

県は、市町と連携・協働して子供たちに必要な支援を行う体制を強化するため、全ての市町において子ども家庭総合支援拠点が設置されるよう必要な取組を行うべきである。

また、拠点の運営体制づくりや関係民間団体とのネットワーク形成、拠点業務に従事する市町職員の技術向上に向けた支援を行うべきである。

## (5) 虐待情報の確実な引き継ぎ

虐待の発生防止や発生した場合の迅速かつ的確な対応を行うためには、関係機関において虐待に関する情報を共有する仕組みを構築する必要がある。

具体的には、虐待に関する情報を児童相談所と警察、教育機関等の全ての関係機関において常に共有できるよう、いつ、誰が、どこで、何をして、その子がどうなったといった全ての情報を関係機関が常に供覧し、データを更新できるように、一括管理されたデータベースを整備すべきである。

また、転居等による虐待に関する情報の引継ぎ漏れを防ぐため、県及び市町間で情報を共有するデータベースの整備を進めるべきである。

さらに、将来的には、全国で虐待に関する情報を共有する統一システムが整備されるよう、必要な支援や施策を行うよう国に要望すべきである。

## 提言2 子供の居場所づくりと生活・学習支援

### (1) 子供の貧困に関する実態把握と県民への啓発

子供の貧困対策を行うにあたり、貧困の状況にある子供や家庭の支援ニーズの所在や、本県で実施している支援施策等の認知度、利用度、利用意向を把握することが重要である。

本年度実施した子供の貧困に関する実態調査の結果を検証し、早急に効果的な施策を検討し、実施すべきである。なお、貧困対策に関する検証・評価には、可能な限り多くの指標を用いるべきである。

また、子供の貧困対策には、行政はもとより地域ぐるみの協力が不可欠であることから、県民の理解促進と貧困対策への機運の醸成を図るため、子供の貧困の実態や本県の具体的な取組を積極的に情報発信すべきである。

### (2) 子供の居場所づくりのための支援

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、地域の人と人とのつながりにより、子供が楽しみや不安を共有したり、保護者が子育ての悩みなどを相談するために、様々な人が気軽に安心して利用できる居場所が求められている。子ども食堂等を通じて、地域住民の誰もが気軽に訪れることができる多世代の

交流拠点ともいえる地域の人々の居場所づくりを推進すべきである。

子ども食堂や学習支援を行う居場所に関し、利用を希望する人、また運営の支援をしたいと考えている人や企業が、求めている情報を得やすいホームページサイトを開設すべきである。

また、子ども食堂等を安定的、継続的に運営することができるよう、子ども食堂の運営に協力してくれる企業を募るとともにデータベース化し、子ども食堂等を運営する団体とのマッチングを行う仕組みを作るべきである。

さらに、子供の居場所づくりのための財源を確保するため、ふるさと納税の活用を検討すべきである。

### **(3) 貧困世帯の子供に対する生活支援**

貧困家庭であることを他人に知られたくない、あるいは自分が貧困状態であるという認識がないといった理由から、子ども食堂を利用しない、行政の支援等を受けない、隠れた貧困家庭の存在が指摘されている。

フードバンクの取組を知らない貧困家庭の子供と保護者がその取組を知ること、フードバンクを利用しやすくし、その利用状況から隠れた貧困を見つけるためにも、学校等の教育現場において、フードバンクと連携し、すべての家庭にフードバンクの取組とその支援を受ける方法について周知すべきである。

### **(4) 全ての子供に対する教育や体験活動の機会の提供**

貧困家庭に育った子供たちは、教育や様々な体験活動が不足していることから、進学や就職において不利な状況におかれ、結果、希望する就職等ができず、経済的格差が次世代にも連鎖することとなる。

学ぶことの楽しさを感じたり、勉強する意味や目的を考える機会をより多く提供するために、しずおか寺子屋のような学習支援活動や、ふじのくに型学びの心育成支援事業を全市町で実施すべきである。

また、既に無料で子供たちの学習支援を行っているNPO等が安定して事業を継続していくための運営支援を行うべきである。

## **提言3 家庭の経済状況に左右されず学習するための支援**

## （１）入学準備金等の進学に必要な費用の助成

経済状況が厳しい家庭では、子供のランドセル購入を始め、入学・進学の準備のために資金を借り入れなければならないケースや、さらに授業料等に必要ない定期間の資金の用意ができないことから、子供が高校や大学等への進学を諦めるケースがある。

子供が家庭の経済状況に左右されずに学習できるよう、入学準備金の入学前支給や給付型就学金の更なる充実など保護者の負担軽減、経済的支援を図るべきである。

また、貧困家庭の子供でも大学進学が可能となるよう、教育関連の事業者への委託による大学進学のみ相談や学習計画の作成サポート等の学習支援や県独自の給付型奨学金の拡充などの支援策について検討すべきである。

## （２）学校給食費の無償化

子供が心身ともに健やかに成長する上で食育は重要な取組であり、学校給食は大きな役割を果たしているが、貧困家庭には給食費が経済的な負担となるとともに、給食費の未納、滞納がある場合には、子供にも心理的負担を与えてしまうことから、学校給食費の全面無償化など保護者の負担軽減策を実施すべきである。

## 提言４ 保護者への就労支援と子供の職業体験

### （１）貧困家庭の保護者への就労支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、子供が、経済的に自立した家庭環境で成長することが重要である。

母子家庭等就業・自立支援センターやしずおかジョブステーション、ハローワーク等と連携し、貧困状態にある家庭の保護者がパートやアルバイトではなく、正規の従業員として一定水準の収入を安定して得ることができるような施策を検討すべきである。

また、就業のための基礎知識を学ぶことができるセミナーや就業に有利な資格の取得支援制度などの各種支援策について、必要としている人に十分な情報が届くよう一層の周知、広報活動に取り組むべきである。

さらに、ひとり親家庭の保護者が、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、放課後や夜間、休日に子供を預けることができる場所や、食事の提供や学習支援ができる子ども食堂等の充実を図るべきである。

## (2) 子供への職業体験の機会の提供と就業支援

貧困家庭に育った子供は、協調性、やり抜く力、自制心といった非認知能力が育成されていないケースや、就職に対し諦念に至ってしまっているケースがあり、就職する際に進路が決まりにくい上に、就職したとしても、早期に離職しやすい傾向があることから、在学中に一般社会との接点を作り、多様な職業を知ることで就職活動に積極的に取り組むことができるよう、企業等と連携して職場・職業体験の機会をより多く提供する施策に取り組むべきである。

また、ひきこもりや非行等の問題を抱える子供に対し、地域若者サポートステーションやひきこもり支援センター、ハローワーク等と連携し、就労体験から就職活動、職場での定着まで、それぞれの人間性、諸事情に応じた伴走型の支援策の実施について検討すべきである。

## 委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	元. 6. 25	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	元. 8. 1	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（視察先、参考人等）
先進地調査	元. 9. 4～5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県（福祉子ども未来局） 虐待の早期発見に重点を置いた取組</li> <li>2 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 悩みを抱える親への支援等、虐待を防止する取組</li> <li>3 NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 子供の健全育成のための取組</li> <li>4 公益財団法人 あすのば 子供への直接支援及び各地の団体支援や行政に対し 政策提言を行う取組</li> </ol>
第3回	元. 10. 24	参考人招致 ・常葉大学 教育学部 教授 平岡 篤武 氏 ・静岡県立大学 国際関係学部 教授 津富 宏 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第4回	元. 12. 3	参考人招致 ・NPO法人 しずおか・子ども家庭プラットフォーム 代表理事 村瀬 修 氏 ・NPO法人 POPOLO 事務局長 鈴木 和樹 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	2. 1. 23	報告書作成に向けた委員間討議

## 子ども健全育成推進特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	杉山 盛雄	自民改革会議
副委員長	渡瀬 典幸	自民改革会議
副委員長	野田 治久	自民改革会議
委 員	坪内 秀樹	自民改革会議
委 員	天野 一	自民改革会議
委 員	深澤 陽一	自民改革会議
委 員	伴 卓	ふじのくに県民クラブ
委 員	山崎真之輔	ふじのくに県民クラブ
委 員	大石 哲司	ふじのくに県民クラブ
委 員	盛月 寿美	公明党静岡県議団

